＜議案等の審議結果一覧＞

会派等		山武政治研究会					平成会					公明党			政策研究会				新政会			日本共産党
議員名		高尾知義	萩原善和	加藤忠勝	小野﨑正喜	小川良一	越川哲	行木三郎	小川善郎	小川吉孝	八角公二	本山英子	市川陽子	川原春夫	高橋忠	能勢秋吉	井野敬一	小川一馬	大塚重忠	大川義男	宍倉弘康	蕨眞
報告第1号	報告	平成24年度山武市一般会計継続費繰越計算書について	報告のみ（採決なし）																			
報告第2号	報告	平成24年度山武市一般会計繰越明許費繰越計算書について	報告のみ（採決なし）																			
報告第3号	報告	平成24年度山武市一般会計事故繰越し繰越計算書について	報告のみ（採決なし）																			
発議案第1号	採択	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発議案第2号	採択	国における平成26年度教育予算拡充に関する意見書について	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
請願第1号	採択	「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願	○	○	○	○	○	○	×	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
請願第2号	採択	「国における平成26年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願	○	○	○	○	○	○	×	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○＝賛成、×＝反対　※議長（小川吉孝）は採決に加わりません。

総務常任委員会

（6月13日開催）

議案第1号、議案第3号、議案第4号、議案第7号の一部　（原案可決）

委員会質疑要約

議案第1号について

Q 地方公務員の給与は各自治体が自主的に決定すべき、また、地方交付税は地方固有の財源であり、国の政策誘導の手段に用いるべきではないのか。

A 考えについては認識しておりますが、国における復興財源確保が目的ということで、一定の理解を示します。

Q 地域経済や民間給与引き下げへの影響はどうか。

A 少なからず影響はあるものと考えますが、当市も被災地であり、復興財源を受けていることから、理解を示す必要があるものと考えます。

議案第7号について　（歳入）

Q 国庫支出金である「地域の元気臨時交付金」の概要は。またメリットはどうか。

A 国の平成24年度補正予算における経済対策事業として計上した事業費のうち、地方負担分の概ね8割が交付されるものであり、対象は建設的な事業です。なお、メリットとして、平成26年度以降に実施する事業を前倒しして実施する考えから、早期に事業の展開が図られます。

議案第7号について　（歳出）

Q 津波避難施設整備事業の補正予算の内容はどうか。

A 木戸浜地区の緑海会敷地に設置する2基の津波避難タワーに、地域住民の皆様も円滑に避難ができるよう、門扉を2か所設置するものです。

文教厚生常任委員会

（6月13日開催）

議案第2号、議案第5号、議案第6号、議案第7号の一部　（原案可決）

請願第1号及び第2号　（採択）

委員会質疑要約

議案第2号について

Q 松尾洗心館の事務所はどこに設置されるのか。

A 農村環境改善センター内に設置予定です。

Q 農村環境改善センターと松尾IT保健福祉センター内の、松尾洗心館の利用申請は、それぞれの窓口に申請するのか。

A 予約状況の情報を共有し、両方の窓口で予約ができるようにする予定です。

議案第7号について　（歳出）

Q 歴史民俗資料館改修事業の内容はどうか。

A 2階展示場へ上がるためのエレベーター及び2階展示場から外部への非常階段の設置を予定しています。

Q 中学校テニスコート改修事業の内容は。

A 成東中学校及び成東中学校の改修を予定しており、2面の人工芝コートを整備し、フェンスを設置し直す予定です。

経済建設常任委員会

（6月14日開催）

議案第7号の一部、議案第8号　（原案可決）

委員会質疑要約

議案第7号について　（歳出）

Q 県の緊急雇用創出事業の活用により対象となる雇用者はどういう方か。

A 被災地の住民であり、山武市の住民も対象に含まれます。

Q 環境保全課における県の緊急雇用創出事業の活用は、後期基本計画のどの部分に関連して行くのか。

A 「住みやすい環境と安全なまちづくり」という施策の中の、「一般廃棄物等不法投棄件数」という項目に貢献します。

Q 山林等の民地への不法投棄への対策はどうか。

A これまでに引き続き、管理について、所有者に対しねばり強く働きかけます。

Q 公共の用地に建てられた看板等は、市が撤去できるのか。

A 所有権等の問題もあり、全ての看板を撤去できるわけではありません。